（目　　　的）

第１条　この規約は、○○協同組合傘下事務所で、現在、または将来の中小企業を担う人々をもって組織し、企業の合理化、近代化、協業化を進めるために、会員の研修と相互の連携を強めよりよい経営者、よりよい社会をつくることを目的とする。

（名　　　称）

第２条　○○協同組合青年部（略称○○○○○）とする。

（事　務　所）

第３条　○○区○○○町○○番地○○協同組合内に置く。

（事　　　業）

第４条　（１）各種研修会の開催

（２）会員相互の錬成のための事業

（３）○○協同組合及び東京都中小企業団体中央会の事業のうち関連のあるものについては積極的に協力推進する。

　　　　（４）経済、政治、社会問題等に対する研究及び意見発表

（５）中小企業の振興に必要な建議陳情

　　　　（６）前各号に附帯する事業

（委　員　会）

第５条　必要により委員会を置くことができる。委員会の種類及び運営に関することは別に定める。

（会員の資格）

第６条　この会の目的に賛同する青年経営者、又は将来企業の経営を担う者で事業主の推薦を得た者。

（加　　　入）

第７条　入会を希望する者は、所定の手続きの上役員会の議を経て加入することができる。

（脱　　　会）

第８条　脱会を希望する者は、あらかじめ脱退を申し出て脱会することができる。ただし、その年度の会費は納めなければならない。

（除　　　名）

第９条　会員が本会の趣旨に反する行為あるいは会に対する義務を怠った場合、総会の決議により除名することができる。

（役　　　員）

第１０条　この会には、会長１名、副会長○名、常務理事○名、理事及び監事若干名を置き、役員の任期は○年とする。但し、再選は妨げない。

（役員の選任）

第１１条　役員は総会において選任する。会長及び副会長、常務理事の選任は役員会の互選による。

（顧　　　問）

第１２条　役員会の推薦により、この会の活動に熱意をもつ人を顧問に推薦する。

（総　　　会）

第１３条　この会は毎年○月に通常総会を開くことができる。

（役　員　会）

第１４条　役員会は年○回以上開き、会の運営を決める。

（会　　　費）

第１５条　会費は年額○○○○円とする。

入会金は○○○円とする。

（会　　　計）

第１６条　会計年度は○月○日にはじまり、翌年の○月○日に終わるものとする。

（運　営　費）

第１７条　会の運営にかかわる費用は会費等による。但し、役員会の議を経て臨時に必要経費を徴収することができる。

（雑　　　則）

第１８条　この規約は総会の議決により改廃することができる。また、この規約に定めのないことは、役員会にはかって決める。